

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 不動産取得税関係

(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後二年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

(4) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後二年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

2 軽油引取税関係

特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合や、特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化することとした。

3 自動車税関係

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録

を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

(4) 一定の乗用車、バス又は車両総重量が三・五トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

4 施行期日等

(1) 令和七年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

1 事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税

特別償却設備を新設し、又は増設した者について課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率の特例措置の適用期限を、令和九年三月三十一日まで二年延長することとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 不動産取得税及び固定資産税の課税免除

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる計画の同意の期限を令和十年三月三十一日まで三年延長し、当該課税免除の対象となる施設の設置の期限を令和十年三月三十一日までとすることとした。

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。